

## 基本制度部会の設置について

### 1. 基本制度部会の設置趣旨及び検討事項について

#### (設置趣旨)

平成 16 年 9 月 29 日に国土交通大臣より社会資本整備審議会に諮問され、住宅宅地分科会に付託された事項について調査審議するため、同日、同分科会に基本制度部会を設置。

#### (具体的な検討事項)

- ・市場重視型の新たな住宅金融システムへの移行のあり方
- ・公的賃貸住宅ストックの有効活用等による住宅セーフティネットの機能向上のあり方
- ・新たな住宅政策の方向を示す制度的枠組みのあり方

### 2. 今後のスケジュールについて

#### 第 1 回 10 月 15 日 (金)

- 住宅金融及び住宅セーフティネットの現状と課題について

#### 第 2 回 11 月 12 日 (金)

- 新たな住宅金融及び住宅セーフティネットのあり方に関する  
論点整理

#### 第 3 回 12 月上旬 (住宅宅地分科会との合同審議)

- 中間報告とりまとめ

※年明けは、新たな住宅政策の方向を示す制度的枠組みのあり方について、月一回程度審議を行い、夏頃を目途に最終報告案をとりまとめる予定。

### 3. 今後の基本制度部会の公開の仕方について

- (1) 基本制度部会の議事は、プレスに対して公開することとする。ただし、一般には非公開とする。
- (2) 議事録については、内容について委員の確認を得たのち、発言者氏名を除いてインターネットにより公開することとする。
- (3) なお、審議内容によっては、部会長の判断により、会議を非公開とすることができるものとする。その場合においても、議事要旨をインターネットにより公開する。